

「林務関係工事における熱中症対策に資する現場管理費率補正の試行要領」（令和5年5月8日付け5農総第76号農林総務課長通知）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 用語の具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工期 工事着手^{※1}から後片付け^{※2}が終了するまでの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p><u>※1：林務関係工事標準仕様書第102条第33項又は林務関係森林整備工事標準仕様書第102条第34項に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>※2：林務関係工事標準仕様書第132条又は林務関係森林整備工事標準仕様書第130条に掲げるものをいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>附則 この要領は、令和5年5月8日から施行する。 <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 用語の具体的な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工期 工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>附則 この要領は、令和5年5月8日から施行する。</p>